



投票所における 新型コロナウイルス感染症対策



市選挙管理委員会では、有権者の皆さんが安心して投票できるよう、下記のとおり感染症対策に取り組めます。皆さんもご理解・ご協力をお願いします。

<選挙管理委員会が行う感染症対策>

- 投票所入口に消毒液の設置
- 選挙従事者のマスク・フェイスシールドの着用
- 投票所の定期的な換気
- 投票所内の定期的な消毒
- 飛沫感染防止用パーティションの設置
- 混雑時の入場制限

<皆さんへのお願い>

- 自宅での検温の実施
- マスクの着用および咳エチケット
- 入場時の手指消毒（消毒にアレルギーがある方は、ビニール手袋を用意しています。）
- 投票所内のソーシャルディスタンス
- 期日前投票の積極的な利用
- 帰宅後の手洗い・うがいの励行

<筆記具について>

今回の選挙では、筆記具を記載台に配置しません。鉛筆は、投票用紙と一緒にお渡しします。（投票後は、使用済みの鉛筆を回収ボックスに返却ください。）
また、投票所では、持参した自分の筆記具が使用できます。ただし、鉛筆またはシャープペンシルに限ります（ボールペンなどはインクがにじむ可能性があり使用できません）。

<期日前投票所の積極的な利用について>

投票日当日の混雑を避けるため、期日前投票の積極的な利用をお願いします。ただし、期日前投票も投票日に近くなるにつれて混み合ってきますので、余裕を持って早めの投票をお願いします。

<期日前投票宣誓書の記入について>

期日前投票の際、あらかじめ投票所入場券（裏面）の宣誓書に必要事項を記入してお越しいただくと、スムーズに受け付けを行えます。
※宣誓書の様式は市ホームページからダウンロードすることもできます。
（新型コロナウイルス感染症の感染が心配で期日前投票を行う場合は、事由「6 天災、荒天等（コロナ対策含む）」に該当します。）

●問い合わせ 選挙管理委員会 ☎22-2211 FAX22-2245

同じ過ちを繰り返さないために
ハンセン病元患者やその家族への差別をなくすことから

人権とびくす

かつてハンセン病は伝染病として怖がられていました。その感染力は極めて弱く、早期発見と早期治療により、後遺症を残すことなく、外来治療によって治る病気となっています。

平成8年まで「らい予防法」が残されており、平成13年にはハンセン病国家賠償請求訴訟により、国は隔離政策を断ってきたことなどの過ちを認めました。それまで隔離されていた人たちのうち、約千人が全国13の国立療養所で現在生活されており、平均年齢は約87歳です。高松市にある大島青松園には徳島県関係者が12名入所されています。入所者の方は、ハンセン病はすでに完治しているにもかかわらず、末梢神経が侵された結果、手や足に変形が残ったり、痛みを感じないため、けががつかなくなったりすることなどで、いつまでも病気のままだと誤解され、差別をされてきました。さらに、差別はその家族にも及ぶため、県人の方も、療養所の中で実名でなく園名を名乗っていたり、親の葬儀に参列できなかったり、入所して以来何十年も兄弟・姉妹に会ったこともなく、これからも会うことはないと言われていたりします。ハンセン病は治療しているのに、差別が残され、元患者や家族は、苦しんでいます。

今、新型コロナウイルス感染者やその家族への誹謗・中傷などが問題視されています。人間として同じ過ちを、この悲しみを繰り返さないためにも、ハンセン病元患者やその家族への差別の解消は、私たちにあって緊急に解決しなければならぬ課題です。

問い合わせ
人権課 ☎22-22229
FAX 22-2260

吉野川市議会議員一般選挙の投票日は 5月16日(日)です

●投票日当日の投票所

告示日【5月9日(日)】以後に送付される投票所入場券に記載された投票所にお越しください。
※投票所の場所（地図）については、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ
二次元コード

なお、下記の投票所については変更があるので特にご注意ください。
その他の投票所は変更ありません。

- ・知恵島投票区投票所は「知恵島小学校体育館」から「旧知恵島幼稚園」へ変更されました。
- ・山川第4投票区投票所は「日吉会館」から「山川公民館大ホール」へ変更されました。
- ・山川第5投票区は山川第4投票区に統合されました。「旧川田小学校体育館」で投票されていた方は「山川公民館大ホール」へお越しください。
- ・山川第7投票区投票所の名称が「旧川田西小学校校舎1階」から「西川田福祉センター」に変更されました。

●期日前投票所【期日前に投票するとき】

期 間	5月10日(月)～15日(土)までの 午前8時30分 から 午後8時まで
場 所	吉野川市役所 本館1階111会議室 山川公民館 大ホール

※期日前投票については、お住まいにかかわらずどちらの投票所でも利用することができます。
※投票所の場所（地図）については、市ホームページをご覧ください。

●名簿登録地【吉野川市】以外の市区町村における不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中、吉野川市以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会ですべての不在者投票をすることができます。投票用紙などの送付に日数を要しますので、早めに投票用紙を請求してください。
※投票用紙などを請求するための様式については、市ホームページをご確認ください。

●指定病院などにおける不在者投票

都道府県選挙管理委員会の指定する病院・老人ホーム・身体障害者支援施設などに入院している方は、病院などにおいて不在者投票ができます。
早めに病院長・施設長などに申し出てください。

●郵便などによる不在者投票

身体に重度の障がいがある方および介護保険法上の要介護5の方は、自宅で郵便などによる不在者投票ができます。
郵便投票をするには、あらかじめ市選挙管理委員会に申請し、郵便等投票証明書の交付を受ける必要がありますので、早めに市選挙管理委員会まで問い合わせください。

●開票について

開票日時	5月16日(日) 午後9時から
開票場所	吉野川市交流センター 川島町栗村 2827番地 70

<開票所での参観について>

- 開票所での参観を希望する方は、下記の事項にご協力ください。
- あらかじめ検温を実施（37.5度以上の発熱など、体調が優れない方は参観を控えてください。）
 - マスクの着用および咳エチケット
 - 入場時の手指消毒
 - 開票所内のソーシャルディスタンス
 - 入場時の検温と受付簿（氏名および連絡先）の記入
 - 混雑時の入場制限
 - 帰宅後の手洗い・うがいの励行